

# 田彦西自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、田彦西自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、田彦区民会館に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、消火、救出救護、避難誘導、要支援者支援、給食給水等応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会は、田彦西自治会の地域内にある所帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 1名
- (5) 書 記 1名
- (6) 監 査 2名

2 役員は、田彦西自治会の役員がその任にあたるものとする。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、本会の事務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 幹事は、役員会の構成員となり、本会の運営に当たる。

4 会計は、本会の会計を担当する。

5 書記は、本会の庶務を担当する。

6 監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

2 会議は、会長が召集する。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総 会)

第9条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、必要ある場合に開催する。

3 総会は、役員及び代議員をもって構成し、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

4 代議員は、田彦西自治会の組長をもって充てる。

5 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他総会が特に必要と認めた事

6 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。  
(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計、書記をもって構成する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

3 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事
- (2) 総会により委任された事
- (3) その他、会長が特に必要と認めた事

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、要支援者支援及び給食給水に関する事
- (5) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、役員会の協議を経て、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成11年11月21日から実施する。

付 則

この規約は、平成28年 4月 1日から実施する。